

障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの 物品等の調達等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 この取扱方針は、契約の公正性、経済性及び適正履行の確保並びに予算の適正な執行に配慮しつつ、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第4条に基づき、県における物品又は役務（工事に関係するものを除く。）の調達に関して、障害者就労施設等の優先的な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に基づく随意契約その他の制度を適切に運用することにより、これらの者の受注機会の拡大を図り、もって障害者の雇用及び職場定着の促進並びに福祉的就労の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この取扱方針においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

(2) 障害者雇用促進企業

次に掲げるすべての要件を満たすとともに、第3に定めるところにより、認定を受けた者をいう。

イ 物品関係入札参加資格者名簿に登載されていること。

ロ 県内に事業所を有する企業（障害者雇用促進法第44条の規定を満たす子会社を含む。以下同じ。）であること。

ハ 障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たしていること。

ニ 県内事業所において雇用する障害者数（障害者雇用促進法第43条第3項並びに第71条第1項及び第3項の規定により算定したもの。）が、常時雇用する労働者数に100分の3.6を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）以上であること。

ホ 県内事業所において常時雇用する障害者数が2人以上であること。

(3) 多数障害者雇用企業

次に掲げるすべての要件を満たすとともに、第3に定めるところにより、認定を受けた者をいう。

イ 前号の障害者雇用促進企業であること。

ロ 県内事業所において雇用する障害者数（前号のニにより算定したもの。）が、常時雇用する労働者数に100分の20を乗じて得た数（その数に1人未満の端

数がある場合は、その端数を切り捨てる。) 以上であること。

ハ 県内事業所において常時雇用する障害者数が5人以上であること。

(4) ひょうご障害者ハート購入企業

次に掲げるすべての要件を満たすとともに、第3に定めるところにより、認定を受けた者をいう。

イ 物品関係入札参加資格者名簿に登載されていること。

ロ 県内に事業所を有する企業であること。

ハ 障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たしていること。

ニ 第2の第6号に定める障害福祉サービス事業者等から年間100万円を超える物品又は役務の調達を行っていること。

(5) 多額購入企業

次に掲げるすべての要件を満たすとともに、第3に定めるところにより、認定を受けた者をいう。

イ 前号のひょうご障害者ハート購入企業であること。

ロ 次号に定める障害福祉サービス事業者等から年間500万円を超える物品又は役務の調達を行っていること。

(6) 障害福祉サービス事業者等

県内に住所を有する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を運営する法人、同条第11項に規定する障害者支援施設を運営する法人、同条第25項に規定する地域活動支援センターを運営する法人、小規模作業所の設置者、又は以下に定める共同受注窓口団体及び在宅就業支援団体をいう。

(7) 共同受注窓口団体

次に掲げるすべての要件を満たすとともに、第3に定めるところにより、認定を受けた者をいう。

イ 県内に住所を有する営利を目的としない法人であること。

ロ 前号の障害福祉サービス事業を運営する法人、障害者支援施設を運営する法人、地域活動支援センターを運営する法人又は小規模作業所の設置者の受注機会の増大に資する業務を、公平かつ効率的に行うことができること。

(8) 在宅就業支援団体

次に掲げるすべての要件を満たすとともに、第3に定めるところにより、認定を受けた者をいう。

イ 県内に住所を有する法人であること。

ロ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づき、在宅就業支援団体として厚生労働大臣の登録を受けていること。

(9) 物品又は役務の調達

県が発注する物品の購入（印刷物等の製造の請負を含む。）若しくは借入れ又は役務の調達（業務の委託を含む。）をいう。ただし、建設工事に関係するものを除く。

(10) 契約担当者

財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 2 条第 1 項第 8 号、企業庁会計規程第 2 条第 1 項第 6 号（昭和 54 年兵庫県企業庁管理規程第 2 号）及び病院局会計規程第 2 条第 1 項第 9 号（平成 14 年兵庫県病院局管理規程第 17 号）に規定する者をいう。

(11) 少額随意契約

予定価格が財務規則第 96 条に定める額以下の随意契約をいう。

(障害者雇用促進企業等の認定等)

第 3 障害者雇用促進企業又は多数障害者雇用企業としての認定を受けようとする者は、障害者の雇用の状況を証する書類を添えて知事に申請するものとする。

2 ひょうご障害者ハート購入企業又は多額購入企業としての認定を受けようとする者は、障害者の雇用の状況及び障害福祉サービス事業者等からの物品又は役務の調達の実績を証する書類を添えて知事に申請するものとする。なお、当該申請の際に証する実績は、当該申請日の属する月の前々月までの 1 年間に行った調達の内容、当該調達に係る対価の支払その他知事が定めるものとする。

3 共同受注窓口団体としての認定を受けようとする者は、障害福祉サービス事業者等（共同受注窓口団体として認定を受けた者を除く。）の受注機会の増大に資する業務を公平かつ効率的に行うことができることを証する書類（法人の設立経緯、定款、役員、業務内容及び直近の活動実績その他知事が指定する事項を記載したもの）を添えて知事に申請するものとする。

4 在宅就業支援団体としての認定を受けようとする者は、厚生労働大臣から交付された在宅就業支援団体登録通知書を添えて知事に申請するものとする。

5 知事は、前 4 項の申請があったときは、申請内容の審査を行い、申請者が第 2 の第 2 号から第 8 号までに定めるそれぞれの要件を満たしているとき認められるときは、それぞれの区分に応じて認定を行うとともに、その結果を当該申請者に通知するものとする。ただし、第 3 の第 7 号の規定により取り消され、その取消の日から起算して 1 年を経過しない者であるときは認定しない。

6 前項の規定による認定を受けた者（以下「認定企業」という。）は、認定後に変更が生じ、第 2 の第 2 号から第 8 号までに掲げるそれぞれの要件を満たさなくなった場合は、速やかに知事に報告するものとする。

7 知事は、認定企業が、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 第 2 の第 2 号から第 8 号までに掲げるそれぞれの要件を満たさなくなったと

き。ただし、知事が別途通知する期間内に、要件を満たした場合は、この限りでない。

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

(3) 第8の規定に反して、受注者が業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたことが判明したとき。

(4) 障害者の雇用又は就労に関して、重大な法令違反があると認められるとき。

8 知事は、第5項の規定による認定に際し、専門的な知見が必要である場合には、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いて判断することとする。

(障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱い)

第4 契約担当者は、物品及び役務の調達に係る指名競争入札を行う場合は、原則として、財務規則第93条第1項に基づく指名業者に1者又は複数の障害者雇用促進企業、多数障害者雇用企業、ひょうご障害者ハート購入企業又は多額購入企業を追加して選定するものとする。

2 契約担当者は、物品及び役務の調達に係る少額随意契約を行う場合は、原則として、財務規則第97条に基づく見積りを徴する相手方に1者又は複数の障害者雇用促進企業、多数障害者雇用企業、ひょうご障害者ハート購入企業又は多額購入企業を追加するものとする。

(障害福祉サービス事業者等に対する優先的取扱い)

第5 契約担当者は、障害福祉サービス事業者等が取り扱う物品又は役務の調達に係る少額随意契約を行う場合は、見積書を徴する相手方を1者の障害福祉サービス事業者等に限定することができるものとする。

(多数障害者雇用企業等及び障害福祉サービス事業者等に対する特例)

第6 契約担当者は、次に掲げる物品又は役務の調達を行う場合において、その予定価格が500万円以下のときは、第4及び第5の規定にかかわらず、見積書を徴する相手方を多数障害者雇用企業、多額購入企業又は障害福祉サービス事業者等に限ったうえで、随意契約によることができるものとする。

(1) 主として障害者が直接従事することが見込まれる役務の調達であって、次に掲げるもの。

施設の清掃等の維持管理業務、障害者関連調査業務、情報サービス提供業務

(2) その他、知事が特に必要と認める物品又は役務の調達

2 前項の場合において、その予定価格が随意契約の限度額を超え500万円以下のときは、多数障害者雇用企業、多額購入企業又は障害福祉サービス事業者等のうちの1者に対して、同一の会計年度において1件を限度として、随意契約によることができるものとする。

ただし、次に掲げる者を相手方とするときは、同一の会計年度において1件を限

度とする本項の規定は適用しない。

(1) 常時雇用する障害者数が10人以上である多数障害者雇用企業

(2) 障害者総合支援法に規定する就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を運営する法人又は共同受注窓口団体

3 前項の規定によって同一の会計年度において1件を限度とする特例の適用を受けようとする多数障害者雇用企業、多額購入企業又は障害福祉サービス事業者等は、当該随意契約の相手方となる契約担当者に対して、あらかじめ、当該年度に当該規定の適用を受けていない旨を、及び同時期に他の契約担当者から当該規定の適用を受けようとしている場合はその旨を報告するものとする。

4 契約担当者は、第1項又は第2項の特例により、随意契約の限度額を超えて随意契約を行う場合は、多数障害者雇用企業等契約審査会を設置し、その適否について事前審査を行うものとする。

5 第2項の規定によって同一の会計年度において1件を限度とする随意契約を行った契約担当者は、直ちに、当該契約に関する情報をこの取扱方針に関する事務を所掌する本庁の課の長に報告するものとする。

6 前項に定めるもののほか、多数障害者雇用企業等契約審査会に関して必要な事項は、別に定める。

(指名競争入札時等の企業要件の確認)

第7 契約担当者は、第4又は第6の規定により、指名競争入札に参加させ、又は随意契約の見積書を提出させようとするとき、必要に応じて、当該障害者雇用促進企業又は当該多数障害者雇用企業が第2の第2号のハ、ニ及びホ又は第2の第3号のロ及びハに定める要件を満たしていることを確認することとする。

(一括再委託等の禁止)

第8 第5又は第6の規定によって受注した多数障害者雇用企業、多額購入企業又は障害福祉サービス事業者等は、原則として、当該受注業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(中小企業等への配慮)

第9 契約担当者は、第4から第6までの取扱いを行うに当たっては、中小企業等の健全な受注環境に悪影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

(その他)

第10 この取扱方針に定めるもののほか、この取扱方針の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この取扱方針は、平成 15 年 4 月 1 日以降に締結する契約について適用する。
- 2 障害者雇用促進企業の登録に関して別に定める当初の登録申請審査期間中に締結する契約については、契約担当者において、第 2 の(2)各号又は同(3)に定める要件を満たしていることを確認のうえ、第 4 又は第 6 の取扱いを適用することができる。

附 則

この取扱方針は、平成 18 年 4 月 1 日以降に締結する契約について適用する。

附 則

この取扱方針は、平成 24 年 4 月 1 日以降に締結する契約について適用する。

附 則

この取扱方針は、平成 25 年 4 月 1 日以降に締結する契約について適用する。

附 則

この取扱方針は、平成 26 年 4 月 1 日以降に締結する契約について適用する。

附 則

この取扱方針は、平成 28 年 1 月 1 日以降に締結する契約について適用する。

附 則

この取扱方針は、平成 31 年 4 月 1 日以降に締結する契約について適用する。